

事務所通信

2007年12月号

No. 30



(根 知)

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

明元素は前進の言葉

明元素 (1)

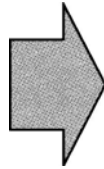
～前進の言葉～

暗病反言葉

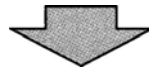
- * 忙しい
(あれもこれもしなければならない)
- * 疲れた
(ため息をついて)
- * つまらない
(なんで、オレがやるの?)
- * わからない
(どうしよう・・・)
- * もう年だ
(年のせいで～出来ない)

明元素言葉

- * 充実している
(充実した毎日だ!)
- * 元気だ
(ニコニコ・ハキハキ)
- * やりがいのある
(なんてチャンスが多い職場だろう)
- * やってみよう!
(とにかくチャレンジしてみよう!)
- * まだ若い!
(若い人には負けていけない)



同じ仕事なら進んでやる!!
やるかやらされるか



仕事の上達につながる

人が考えていることは言葉となって顕在化します。逆にプラスの言葉を使っていると考え方もプラスになります。上記は**明元素言葉**といって『**明るく・元気で・素直な言葉**』を使うことが大切だという教えです。後藤昌幸さんが滋賀ダイハツの社長をしていた時、朝礼で社員の方たちに明元素言葉を使おうと呼びかけて見事再建を果たしたということです。「忙しい」と言わないで「**充実している**」といえ、疲れは感じないでしょう。たとえ80歳でなっても「**もう年だ**」とは言わないで「**まだ若い**」と言っていればジイチャではなくてアンチャになります。同じことなんですが、明元素言葉を使えばプラスの考え方になります。とにかくやってみようです。



税源移譲と住民税

**申告が
必要です!**

所得税から
住宅ローン
控除額を
引ききれ
なかった方

申告期限
平成20年
3月17日
まで

控除しきれなかった分は住民税（所得割）から控除されます。

税源移譲により、所得税が減税となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

申告しないと、減税恩典なし!! 住民税の‘住宅ローン控除’

- 控除対象者 1及び2又は3を満たす方
 1. 平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別控除の適用がある方（平成11年から平成18年までに入居した方に限ります。）
 2. 税源移譲により所得税が減少することで、住宅借入金等特別控除の限度額が所得税よりも大きくなり、控除しきれなくなった方
 3. 住宅借入金等特別控除の限度額が所得税より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

また、平成21年以降も市県民税の住宅借入金等特別税額控除を受けるためには、毎年3月15日（平成20年については3月17日）までに申告が必要です。

住民税の住宅ローン控除の申請方法	住宅借入金等特別控除申告書様式	提出方法
所得税の確定申告をされない方	年末調整済者用	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	確定申告書提出者用	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

**申告が
必要です!**

平成19年に
所得が減って
所得税が
課されなく
なった方

申告期限
平成20年
7月1日～31日
まで

住民税は前年中の所得に対して課税されます。従って、平成18年中に所得があったのに平成19年は所得が減り所得税が課されなくなった方は、税源移譲により増額となった住民税相当額が申告により還付されます。

雇用保険改正

10月1日から雇用保険法改正が行われていますので、ご確認下さい。

1. 被保険者区分が一本化されます。

これまでの週所定労働時間による被保険者区分(短時間労働被保険者以外の一般被保険者・短時間労働被保険者)がなくなります。したがって、平成19年10月1日以降週所定労働時間が「30時間以上」から「20時間以上30時間未満」に切り替わった方、又は「20時間以上30時間未満」から「30時間以上」に切り替わった方については、「雇用保険被保険者区分変更届」の提出は不要となります。

2. 雇用保険の受給資格要件が変わります。

被保険者区分	短時間労働被保険者 (週所定労働時間20時間以上30時間未満)	短時間労働被保険者以外の一般被保険者 (週所定労働時間30時間以上)
受給資格要件	離職の日以前2年間に被保険者期間12ヶ月以上 (賃金支払基礎日数が1日以上ものを1ヶ月)	離職の日以前1年間に被保険者期間6ヶ月以上 (賃金支払基礎日数が14日以上ものを1ヶ月)

改正後

被保険者区分	一般被保険者(週所定労働時間20時間以上)
受給資格要件	離職の日以前2年間に被保険者期間12ヶ月以上 (賃金支払基礎日数が1日以上ものを1ヶ月) ※倒産・解雇等により離職された方は、離職の日以前1年間に6ヶ月以上

※平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

3. 教育訓練給付の要件等が変わります。

受給資格要件	支給要件期間3年以上5年未満	支給要件期間5年以上
給付率	20%(上限10万円)	40%(上限20万円)

改正後

受給資格要件	支給要件期間3年以上 (当分の間、初回に限り、支給要件期間1年以上)
給付率	20%(上限10万円)

※平成19年10月1日以降に受講を開始された方が対象となります。

4. 育児休業給付の給付率が変わります。

給付率		育児休業期間中	職場復帰後6ヶ月経過
改正前	40%	30%	10%
改正後	50%	30%	20%

※平成19年3月31日以降に職場復帰された方から、平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

5. 特例一時金の支給額が変わります。

支給額	
改正前	基本手当の日額の50日分
改正後	基本手当の日額の30日分(当分の間は40日分)

※平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

< 堀 田 >

道路交通法<飲酒運転>

忘新年会のシーズンとなりました。お酒を飲む機会が多くなりますが、飲酒運転は絶対にやめましょう。今年の6月に道路交通法が改正され、「飲酒運転者の周辺者」に対する罰則が新たに加わり、運転者本人の罰則の引き上げとともに、9月に施行されました。

○ 運転者に対する罰則強化

改正前		→	改正後	
酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	
酒気帯び運転	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金		3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	

○ 運転者以外の周囲の責任を道路交通法で処罰

● 車両の提供を行った場合(運転者と同じ刑罰)

改正前		→	改正後	
酒酔い運転	飲酒運転の教唆や幫助罪などの刑法を		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	
酒気帯び運転	適用		3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	

● 酒類の提供(飲食店もこれに当てはまります)をした場合、又は車両に同乗した場合

改正前		→	改正後	
酒酔い運転	飲酒運転の教唆や幫助罪などの刑法を		3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
酒気帯び運転	適用		2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	

*「酒酔い運転」とは、アルコールの量には関係なく、ろれつが回らなかつたり、まっすぐ歩けない、直立できない等の状態で車両を運転した場合です。また、「酒気帯び運転」とは、呼気1リットル中0.15ミリグラム以上のアルコールを保有した状態で、酒酔い状態でない場合をいいます。

■ アルコールが体内から抜ける時間の目安は？

肝臓の処理能力には個人差があるので、一概には言えませんが、だいたい大人の男性で1時間に8gくらいのアルコールが消失します。アルコールの含有量は、ビール大瓶1本で約22g。つまり、ビール大瓶1本飲むと、約3時間はアルコールは消失しないのです。

ちなみに、ビール大瓶1本を他のお酒に目安として置き換えると、

ワインなら 4分の1(200ml) ウイスキーなら ダブル1杯(60ml)

日本酒なら 1合(180ml) 焼酎なら 0.6合(110ml)

日本酒を3合飲んだとしたら、9時間かかることとなります。その間、肝臓は働きっぱなし…ということになるので、当然、肝臓への負担も非常に大きくなります。

お酒を飲むときは、できる限り夜12時までにする。それ以降に飲むと、確実に翌朝までアルコールが体内に残ることになります。12時を過ぎたらお酒を控え、内臓への心配りをしてあげてください。

身体に取り込まれたアルコールは判断力や注意力、運動能力を低下させます。

「のんだら のるな」「のるなら のむな」を自分自身に徹底

させましょう。年末になって重大な事故を起こしてしまった…ということにならないように気を付けつつ、良い年をお迎えください。



< 田 中 >

Q1 いわゆる人間ドッグの費用は、医療費控除の対象になりますか？

A いわゆる人間ドッグその他の健康診断は、疾病の治療を伴うものではないので、その費用は、医療費控除の対象とはなりません。

ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続きその疾病の治療を行った場合には、その健康診断は、治療に先立って行われる診療と同様に考える事が出来ますので、その健康診断のための費用も、医療費控除の対象に含まれます。

Q2 出産のために欠勤した場合に給付される出産手当金は、欠勤による給与等の減額を補てんするために給付されるものですので、医療費を補てんするための保険金等には当たらないと考えますがどうでしょうか。

A 照会の出産手当金は、医療費を補てんするための保険金等には当たりません。

医療費控除額を計算する場合、医療費の補てんに充てられる保険金や損害賠償金があるときは、その金額を支払った医療費の金額から差し引くこととされていますが次のようなものは、この医療費を補てんする保険金等には当たりません。(所法基本通達73-9)

- (1) 死亡したこと、重度障害の状態となったこと、療養のため労務に服することができなくなったことなどに基因して支払を受ける保険金、損害賠償金等
- (2) 社会保険又は共済に関する法律の規定により支給を受ける給付金のうち、健康保険法の規定により支給を受ける傷病手当金又は出産手当金その他これらに類するもの
- (3) 使用者その他の者から支払を受ける見舞金等(医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金を除きます)

Q3 Aは父の所有する家屋に、銀行からの借入によって増改築をしましたが、住宅借入金等特別控除の適用を受けられますか。

A Aが行った増改築はAの父の所有する家屋について行ったものであり、自己の所有する家屋について行ったものではありませんので、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

住宅借入金等特別控除の対象となる家屋の増改築等とは、自己の居住の用に供している自己の所有している家屋(居住の用に供している家屋を2以上所有している場合には、主として居住している一の家屋に限ります。)について行う増築、改築、一定の大規模の修繕、模様替え等の工事とされています。

Q4 年末調整で住宅借入金等特別控除を受けようとする場合に、年末調整のときまでに「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の交付が受けられないときには、どのようにしたらよいでしょうか。

A 「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は、年末調整の間に合うように年末残高の予定額に基づいて作成して交付することとされていますが、何らかの事情によって年末調整の間に合わず年末調整によって住宅借入金等特別控除が受けられないといったことも考えられます。

このような場合は、確定申告によって住宅借入金等特別控除を受けることができますが、翌年1月31日までに「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の交付が受けられたときは、その証明書を給与の支払者に提出して年末調整の再計算をうけることもできます。

参考：国税庁HP内 質疑応答事例より
<http://www.nta.go.jp/>

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
12月20日(木) 午後6時30分 ～ 午後8時30分	テルモ経営研究会 『聞いて得する年金セミナー』 ～年金と税金のお話～	加藤聡亮理士事務所	加藤輝守	1,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ 家具選び

家具を選ぶときは雨の日に行くといい。
なぜなら、普通の日は何ともないのに、雨が降ると湿気で引き出しがあきにくくなる欠陥品のダンスやチェストもあるから。

教育マガジン「おもしろ雑学集」より（担当：小杉）





休日カレンダー



12月 (師走) December

日	月	火	水	木	金	土
						1 倉又・原
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20 テルモ経営研究会	21	22
23 天皇誕生日	24 振替休日	25	26	27	28	29 年末休暇
30 年末休暇	31 年末休暇	H 2 0 1 / 1 元 旦	2 年始休暇	3 年始休暇	4 仕事始め	5 広川・田中

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日も営業しています。名前の書いてある者のみ出勤です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



12月の税務

12月10日	本年11月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
12月 下旬	固定資産税(都市計画税)第3期分納付
平成20年	
1月 4日	本年10月決算法人 消費税確定申告・納付
	平成20年4月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付
	平成20年4月決算法人 消費税中間申告
	平成20年7月・4月・1月決算法人 消費税中間申告
	当月決算法人の消費税各種届出書提出

あとがき

今年もあっという間に一年の終わりの月を迎えてしまいました。

新聞の紙面では企業倫理が問われるニュースを良く見かける昨今、買い物で品物等を手に取ってみても、これは大丈夫かしら?とつい思ってしまいます。問題を起こした会社でも社は等があると思いますが、偽装工作などをしていると、企業のコンプライアンスを疑ってしまいます。一度失った信用は元には戻りません。子供の頃に祖母から良く勸善懲罰のある昔話をしてもらったことが思い出されます。因みに当事務所では創業当初から1~8までの行動倫理があります。道に逸れることなく、これ位いいやの気持ちを押さえ、一年間を反省し、新しい年を迎えるに当たり、事務所の行動倫理を読み直したいと思いました。

(加藤加)